

浜松市浜北区同報無線及び防災行政無線管理運用規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市浜北区（以下「区」という。）における同報無線及び防災行政無線の適正な運用を図るため、電波関係法令に定められているもののほか、必要事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 同報親局、同報子局、防災行政基地局及び移動局と無線従事者を総称していう。
- (2) 同報無線 超短波により無線送信設備から受信設備を通じて通報を行う施設をいう。
- (3) 同報親局 同報無線の操作機及び送信施設をいう。
- (4) 同報子局 同報無線の屋外拡声受信施設及び戸別受信施設をいう。
- (5) 防災行政無線 超短波により無線通信装置相互間で交互通信を行う施設をいう。
- (6) 防災行政基地局 防災行政無線の操作機及び基地局用無線通信施設をいう。
- (7) 移動局 車載無線通信装置又は携帯用無線通信装置をいう。

(無線局の設置)

第3条 同報無線による通報及び防災行政無線による通信を行うため無線局を設置する。

- 2 無線局の名称及び設置場所は、無線局の名称及び設置場所一覧表（別表1）のとおりとする。
- 3 同報子局の設置場所は、同報子局設置場所一覧表（別表2）のとおりとする。

(無線局の任務)

第4条 無線局は、区における防災、行政の責務を遂行するため必要な通報、通信を行うことを任務とする。

(同報無線及び防災行政無線の管理)

第5条 同報無線及び防災行政無線の管理は、浜北区役所区民生活部総務企画課長（以下「総務企画課長」という。）が統括する。

(無線局の職員)

第6条 同報親局に通報担当員を置く。

- 2 防災行政基地局に通信統制員及び通信担当員を、移動局に通信操作員を置く。
- 3 通報担当員、通信統制員及び通信担当員は、電波法（昭和25年法律第131号）

第40条第1項の資格を有する者の中から市長が任命する。

第2章 同報無線

(同報無線の構成)

第7条 同報無線の構成は、同報親局及び同報子局で構成する。

(通報の内容)

第8条 同報無線による通報を行うことができる内容は、次のとおりとする。

- (1) 地震、台風、洪水、火災その他非常の事態に関する事項
- (2) 市の行政に関する事項
- (3) その他市長が特に必要と認める事項

(通報の種類及び時間)

第9条 通報は、緊急通報、定時通報及び臨時通報とする。

2 緊急通報は、災害発生等通報に急を要するときに行うものとする。

3 定時通報は、時報及び一般広報とし、一般広報は、原則として、浜松市の休日定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の定時に行うものとする。

4 臨時通報は、多数の住民に伝達し、又は協力を得る必要がある場合に随時行う。

5 定時通報及び臨時通報は、原則として1回につき3分以内とする。

(緊急通報及び臨時通報)

第10条 緊急通報及び臨時通報を希望する場合は、所管の部長(部長が不在のとき、又は置かれていないときは課長)が決定し、直ちに通報を行うものとする。

(定時通報の一般広報)

第11条 定時通報の一般広報は、浜北区役所区民生活部区振興課長(以下「区振興課長」という。)が行う。

2 一般広報を希望する所属の長は、依頼書(第1号様式)に必要事項記載のうえ、通報を希望する日の3日前までに区振興課長に提出しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第3章 防災行政無線

(防災行政無線の構成)

第12条 防災行政無線の構成は、防災行政基地局、移動局で構成する。

(通信の原則)

第13条 通信は、すべて通信統制員の統制及び指示のもとに行うものとする。

(通信の内容)

第14条 通信は、第4条の任務に反するものを内容としてはならない。

2 通信は、簡潔明瞭に行い、緊急通信を除き3分以内に行うよう努めなければならない。

3 通信統制員は、普通通信が3分を超えるときは、通信担当員、通信操作員に対し注

意をするものとする。

(秘密の保持)

第15条 防災行政無線の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(通信の種類)

第16条 通信の種類は、次のとおりとする。

(1) 緊急通信 災害発生等緊急の場合の通信をいう。

(2) 普通通信 緊急通信以外の通信をいう。

(通信の取扱順位)

第17条 通信は、緊急通信を最優先に行い、普通通信は受付順位により行うものとする。

2 通信統制員は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する通信の取扱順位を変更することができる。

(統制上の措置)

第18条 通信統制員は、移動局が次の各号の一に該当するときは、通信の正常かつ能率的な運用を確保するため直ちに適切な措置をとらなければならない。

(1) みだりに電波を発射し、通信妨害とみなされるとき。

(2) 自己の通信を強要し、統制及び指示に従わないとき。

(3) 技術が未熟で通信に支障を来たすおそれがあるとき。

(4) その他通信の統制を害するとき。

(災害時の運用)

第19条 総務企画課長は、災害発生その他特別の理由があるときは、普通通信を制限することができる。

2 総務企画課長は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容、開始時刻等必要な事項を通信統制員、通信担当員、通信操作員に指示するものとする。

3 総務企画課長は、通信を制限する必要がなくなったときは、直ちにその旨を通信統制員、通信担当員、通信操作員に通知しなければならない。

(災害時の通信体制)

第20条 総務企画課長は、前条第1項の措置がなされた場合直ちに通信統制員、通信担当員、通信操作員を配備し、当該無線局の運用を災害対策本部区本部長の指揮下に移管する。

第4章 雑則

(業務日誌)

第21条 同報無線による定時通報、臨時通報及び緊急通報を行った課長は、同報無線業務日誌(第2号様式)にその日の通報文を添えて、速やかに総務企画課長に提出しなければならない。

2 防災行政無線を使用した課長は、毎月5日までに前月の防災行政無線業務日誌(第

3号様式)を総務企画課長に提出しなければならない。

3 総務企画課長は、提出された同報無線業務日誌及び防災行政無線業務日誌に通報文その他の資料を併せて整理保存しなければならない。

(保守点検)

第22条 総務企画課長は、同報無線及び防災行政無線の適正な運用を図るため次の保守点検をしなければならない。

(1) 日常点検

無線局を使用する場合、動作の状態等を点検しなければならない。

(2) 定期保守点検

ア 無線局の動作の状態等を総合的に点検し、その点検結果を保管しなければならない。

イ 定期保守点検は原則として年2回以上とする。

(3) 点検の委託

定期保守点検等は委託することができる。

2 無線局機器の設置課長は、所管する機器に故障等が生じた場合は、修理依頼書(第4号様式)を、総務企画課長に提出しなければならない。

第23条 災害時の通信を迅速かつ的確に行うため、年1回以上通信訓練を行うものとする。

(連絡調整)

第24条 総務企画課長は、他の同一周波数の無線局と連絡を密にし、同報無線による通報及び防災行政無線の通信に支障のないように努めなければならない。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表 1 (新)

無線局の名称及び設置場所一覧表

(親局・基地局)

| 呼出名称 | 周波数 | 出力 | 設置場所 | |
|---------------|-----------|------|---------|-------|
| こうほうはままつはまきた | 68.85MHz | 0.1W | 同報親局 | 浜北区役所 |
| ぎょうせいはままつはまきた | 466.80MHz | 5W | 防災行政基地局 | 浜北区役所 |

(遠隔制御器)

| 呼出番号 | 設置場所 |
|------|----------|
| 01 | 守衛室 |
| 13 | 浜北上下水道課 |
| 21 | 浜北防災センター |

(移動局)

| 呼出名称 | 呼出番号 | 出力 | 製造番号 | 配備先 |
|------------|------|----|----------|-------------|
| はままつはまきた 1 | 01 | 5W | S A 101 | 浜北上下水道課(車載) |
| " 2 | 02 | " | " 102 | 総務企画課(車載) |
| " 10 | 10 | " | " 110 | 浜北上下水道課(車載) |
| " 11 | 11 | " | " 111 | " |
| " 22 | 22 | " | " 130110 | " |
| " 23 | 23 | " | " 130109 | " |
| " 26 | 26 | " | " 261 | " |
| " 29 | 29 | " | " 296 | " |
| " 30 | 30 | " | " 348 | " |
| " 51 | 51 | " | " 181 | 浜北防災センター |
| " 52 | 52 | " | " 182 | " |
| " 64 | 64 | 1W | " 2071 | " |
| " 65 | 65 | " | " 2072 | 浜北上下水道課 |
| " 66 | 66 | " | " 2073 | " |
| " 67 | 67 | " | " 2074 | " |
| " 68 | 68 | " | " 2075 | " |
| " 69 | 69 | " | " 2076 | " |
| " 70 | 70 | " | " 2077 | " |

別表 2

同報子局設置場所一覧表

| 子局番号 | 設置場所 |
|-------|------------------|
| ハマナ01 | 平口5436番 |
| ハマナ02 | 平口594番 |
| ハマナ03 | 平口1171番 2 |
| ハマナ04 | 染地台四丁目112街区 8号 |
| ハマナ05 | 平口2430番 1 |
| ハマナ06 | 平口1830番 |
| ハマナ07 | 内野台 4 丁目556番35 |
| ハマナ08 | 内野台 2 丁目4965番551 |
| ハマナ09 | 内野台 1 丁目1133番 3 |
| ハマナ10 | 内野619番 3 |
| ハマナ11 | 内野227番 |
| ハマナ12 | 内野1252番 |
| ハマナ13 | 内野2404番 1 |
| ハマナ14 | 内野3021番 1 |
| ハマナ15 | 小松2278番地先 |
| ハマナ16 | 小松350番 |
| ハマナ17 | 小松4611番 1 |
| ハマナ18 | 小松1296番 1 |
| ハマナ19 | 小松2400番 1 |
| ハマナ20 | 小松2900番 1 |
| ハマナ21 | 小松2787番 |
| キタハ01 | 本沢合281番 |
| キタハ02 | 西美園2518番 |
| キタハ03 | 小林1586番 1 |
| キタハ04 | 小林1410番 1 |
| キタハ05 | 小林279番 1 |
| キタハ06 | 小林646番 7 |
| キタハ07 | 道本210番 1 |
| キタハ08 | 東美園1705番 3 |
| キタハ09 | 西美園474番 6 |
| キタハ10 | 高畑911番 1 |
| キタハ11 | 東美園1589番 |

| | |
|-------|------------|
| キタ八12 | 貴布祢1500番 2 |
| キタ八13 | 貴布祢2016番 |
| キタ八14 | 東美園784番 |
| キタ八15 | 貴布祢1143番 2 |
| キタ八16 | 貴布祢327番 1 |
| キタ八17 | 高畑196番 1 |
| キタ八18 | 高畑389番 |
| キタ八19 | 沼123番 3 |
| キタ八20 | 横須賀1195番 4 |
| キタ八21 | 横須賀453番 2 |
| キタ八22 | 中条 2 番 |
| キタ八23 | 中条1076番 1 |
| キタ八24 | 中条660番 1 |
| キタ八25 | 寺島2616番 1 |
| キタ八26 | 寺島2247番 |
| キタ八27 | 寺島323番 |
| キタ八28 | 寺島1309番 |
| キタ八29 | 寺島566番 1 |
| リュウ01 | 永島844番 2 |
| リュウ02 | 永島224番 |
| リュウ03 | 上善地206番19 |
| リュウ04 | 上善地625番 |
| リュウ05 | 八幡465番46 |
| リュウ06 | 善地1546番 1 |
| リュウ07 | 善地164番 |
| リュウ08 | 高園400番 |
| リュウ09 | 竜南104番 |
| ナカゼ01 | 上島1264番 1 |
| ナカゼ02 | 中瀬7148番 2 |
| ナカゼ03 | 上島1836番 3 |
| ナカゼ04 | 中瀬2713番 4 |
| ナカゼ05 | 豊保390番16 |
| ナカゼ06 | 中瀬5912番 7 |
| ナカゼ07 | 中瀬2422番 2 |
| ナカゼ08 | 中瀬6527番 1 |

| | |
|-------|--------------|
| ナカゼ09 | 中瀬3071番 3 |
| ナカゼ10 | 中瀬5801番 2 |
| ナカゼ11 | 中瀬3516番 1 |
| ナカゼ12 | 中瀬5139番 5 |
| ナカゼ13 | 中瀬4965番 1 |
| ナカゼ14 | 豊保183番 8 地先 |
| ナカゼ15 | 中瀬1768番 2 |
| ナカゼ16 | 中瀬1215番 5 |
| ナカゼ17 | 中瀬899番 1 |
| ナカゼ18 | 中瀬4224番 5 |
| ナカゼ19 | 中瀬211番 1 |
| アカサ01 | 於呂4201番 2 |
| アカサ02 | 根堅2492番31 |
| アカサ03 | 根堅1888番 4 |
| アカサ04 | 根堅224番 1 |
| アカサ05 | 根堅1506番 4 |
| アカサ06 | 於呂4093番 1 |
| アカサ07 | 於呂2744番 1 |
| アカサ08 | 於呂3512番 1 |
| アカサ09 | 於呂2818番 2 |
| アカサ10 | 尾野2630番 |
| アカサ11 | 尾野1104番 1 |
| アカサ12 | 尾野236番 |
| アカサ13 | 於呂886番 1 |
| アカサ14 | 於呂2910番 3 地先 |
| アカサ15 | 於呂3049番 3 |
| アラタ01 | 堀谷157番 |
| アラタ02 | 大平685番19 |
| アラタ03 | 大平141番10 |
| アラタ04 | 灰木179番 6 |
| アラタ05 | 四大地 9 番686 |
| アラタ06 | 宮口4846番 |
| アラタ07 | 宮口1909番 3 |
| アラタ08 | 宮口635番 1 |
| アラタ09 | 宮口2425番 1 |

| | |
|-------|-----------|
| アラタ10 | 宮口2769番 3 |
| アラタ11 | 宮口1322番 |
| アラタ12 | 宮口4414番 2 |
| アラタ13 | 宮口3919番 2 |
| アラタ14 | 宮口3518番 |
| アラタ15 | 新原4354番 1 |
| アラタ16 | 宮口4588番 1 |
| アラタ17 | 新原2342番 |
| アラタ18 | 新原2096番 2 |
| アラタ19 | 新原630番 1 |
| アラタ20 | 新原54番 1 |
| アラタ21 | 新原4243番 2 |
| アラタ22 | 新原2669番 |
| アラタ23 | 新原3136番 1 |
| アラタ24 | 新原3458番 9 |
| アラタ25 | 新原1088番 1 |
| アラタ26 | 新原3767番 1 |
| アラタ27 | 新原3079番 |

第1号様式

依 頼 書 (定 時 通 報)

年 月 日

区振興課長 あて

所属長

印

同報無線通報依頼について

このたび について市民に広く知らせたいので、同報無線で通報をしていただきたくお願いします。

| 通 報 希 望 日 | 年 月 日 から 月 日まで |
|-----------|----------------|
| 通 報 内 容 | |

依頼書は、通報希望日の3日前までに御提出ください。

通報内容は、要領よく簡潔にお願いします。

第2号様式

同報無線業務日誌

| | | | | | | | |
|---------------------|--------|-------|--|--|---------------|-------|-----|
| 課長 | G長 | グループ員 | 局名 浜松市浜北区無線局 呼出名称 こうほうはままつはまきた 出力 0.1W 使用電波型式及び周波数 68.85MHz | | | | |
| 年 月 日 曜日 | | | 天気 | | 無線従事者 資格氏名 | | |
| 通信時刻 | | | 通信事項 | | | 通信取扱者 | |
| 開始 | 終了 | 計 | | | | 操作者 | 放送者 |
| | | | | | | | |
| 通信 時間の計 | 時間 分 件 | | | | | | |
| 機器故障 の事実及 び措置 | | | 周波数測 定の結果 及び措置 | | 電波規正 の措置 | | |
| その他 参考事項 | | | | | | | |

第3号様式

防災行政無線業務日誌

遠隔制御器所属課

課

局名 基地局

呼出名称 ぎょうせいはままつはまきた

出力 5W

電波型式及び周波数 F3E 466.80MHz 通話回数合

計 _____

| | | |
|----|----|----|
| 課長 | G長 | 担当 |
| | | |

| | | | |
|----------------|--------------------|-------|-------|
| 無線従事者の資格 氏名 | 特殊無線技士（無線電話乙） ⑩ | 交信年月日 | 年 月 日 |
|----------------|--------------------|-------|-------|

| 移動局名 | 通話回数 | 計 | 移動局名 | 通話回数 | 計 | 移動局名 | 通話回数 | 計 |
|------|------|---|------|------|---|------|------|---|
| | | | | | | | | |

| | | | |
|------------------------|------|---------------------|------|
| 空電、混信、受信感度等通信状況 | ありなし | 電波法令に違反して運用した無線局の事実 | 別紙なし |
| 機器の故障の事実、原因これに対する措置の内容 | 別紙なし | 所属移動局の周波数測定結果、措置内容 | |
| 電波の規制について指示を受けたときはその事実 | 別紙なし | その他参考となる事項 | |

注意 通話回数は、通話の都度記載（例 正・正）してください。

第4号様式

修 理 依 頼 書

年 月 日

総務企画課長 あて

所属長

印

下記のとおり故障したので修理を依頼します。

記

| | |
|---------|--|
| 機 器 名 称 | |
| 故 障 箇 所 | |
| 原因又は経過 | |

措置（総務企画課記載）